

富山県告示第459号

土地改良区の定款変更の認可について

上条用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和3年11月8日認可した。

令和3年11月19日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公安委員会告示第103号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、令和3年11月20日から施行する。

令和3年11月19日

富山県公安委員会

委員長 神 川 康 子

別表第1 (3)一方通行

富山市の項第298号に次の1号を追加する。

富山市	299		富山市牛島町167から 同 市明輪町32番11まで	280m	終日	自動車 原付
-----	-----	--	------------------------------	------	----	-----------

別表第4 (1)普通自転車の歩道通行可

富山市の項第94号の次に次の3号を追加する。

95	市町村道	市道	富山市牛島町167から 同 市牛島町178まで	80m	両側	終日
96	市町村道	市道	富山市明輪町1番230から 同 市明輪町32番11まで	80m	両側	終日
97	市町村道	市道	富山市宝町一丁目2-1から 同 市牛島本町一丁目145まで	250m	両側	終日

射水市、高岡市の項第4号の次に次の1号を追加する。

5	県道	県道高岡環状線	射水市小泉205番地3から 高岡市二塚455番地6まで	1760m	両側	終日
---	----	---------	--------------------------------	-------	----	----

別表第7車両の停車及び駐車の禁止

富山市の項第26号を次のとおり改める。

26	市道富山駅南北線	富山市牛島本町一丁目145から 同 市宝町一丁目2-1先まで	250m	終日
----	----------	-----------------------------------	------	----

富山市の項第26号の次に次の1号を追加する。

27	市道富山駅西口交通 広場線	富山市牛島町167から 同 市明輪町32番11まで	280m	終日
----	------------------	------------------------------	------	----

別表9 (1)停車の方法

富山市の項第4号を次のとおり改める。

4	市道富山駅西口広場線	富山市牛島町178から 同 市明輪町32番11まで	60m	終日	停車方法表示線内に平行停車することができる。
---	------------	------------------------------	-----	----	------------------------

~~~~~  
公 告  
~~~~~

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年11月19日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間

令和3年9月1日から令和3年12月21日まで

3 作業地域

富山県 小矢部市 安楽寺 地区

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年11月19日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測深）

2 作業期間

令和3年10月18日から令和4年2月25日まで

3 作業地域

黒部市及び入善町内

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年11月19日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 売却物品等の名称及び数量

旋盤 19台

(2) 売却物品等の機能、性能等

入札説明書による。

(3) 引渡期限

令和4年1月21日

(4) 引渡場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

4 入札参加申込書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

令和3年11月19日から令和3年11月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札参加申込書の提出期限

令和3年11月29日（月） 午後5時15分

5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

6 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札及び開札日時

令和3年12月6日（月） 午前11時00分

(2) 入札及び開札場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

11 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。